

ハンセン病に関する法律の変遷と課題

2016年4月3日

菊池邦香

1 「法律第十一号」癩予防ニ関スル件：1907年(明治40)

「らい予防法」の前身となった法律

- ・この法律の内容：神社やお寺などで生活をしていた患者を収容すること。
- ・そのために全国に5つの公立療養所を設ける。
- ・1916年(大正5)に改正され、療養所長に懲戒検束権が与えられた。懲戒検束権とは、療養所所長の一存で、規則に背いた患者に対して処罰・監禁を行うことができる権利のこと。

2 「癩予防法(旧法)」：1931年(昭和6)

- ・「法律第十一号」を改正。在宅療養している者を含めたすべての患者を隔離することを定めた強制隔離の徹底、就業規制、汚染の疑いのある物品の売買禁止などを定めた。
- * 当時、県内からハンセン病の患者を無くそうという「無癩県運動」が各地で起こり、この運動により隔離が一層厳しく行われるようになった。

3 「らい予防法」1953年(昭和28)

- ・「癩予防法」の精神を受け継ぎ、強制隔離、継続強制入所、従業禁止、汚染場所の消毒、外出禁止、所長の秩序維持規定など、治ったあとの退所規定も無かった。
- * 特効薬プロミンが1943年(昭和18)アメリカで開発され、日本では1947年に投薬試験が始まり、効果が確認されていた。患者たちは「癩予防法」の改正を政府に要求したが、聞き入れられず1953年に「らい予防法」が公布された。
この法律は、「近い将来改正を期する」という但し書きがあったが、1996年に廃止されるまで、40年以上にも入所者を苦しみ、人権を侵害した。

4 「らい予防法」廃止1996(平成8)年3月

その基本的思想は、終身強制隔離・患者絶滅政策という誤った社会防衛論だった。

5 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」2008年(平成20)

これはハンセン病問題基本法とも言われ、療養所の入所者が減少する中で、将来構想のない無為無策の状況を防止するための法律。全国100万人以上の方々の署名で法制化にこぎつけた。

6 今話題になっている事柄

- ・ハンセン病家族訴訟：2月15日、国家賠償法に基づいて熊本地裁に提訴した。隔離政策で社会に差別や偏見が広がり、元患者の家族も離散や苦しい生活を余儀なくされたとして、1人当たり500万円の損害賠償と謝罪を国に求めている。
- ・ハンセン病「特別法廷」問題：裁判所庁舎以外で開かれる法廷の違法性。特別法廷は隔離政策による元患者達への不法な運用に対し、特別法廷と憲法の公開原則の関係について考え方を示すべきだとして検証が始まっている。